

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年6月までの期間及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和43年10月から44年3月まで
③ 昭和52年4月から同年6月まで
④ 昭和52年10月

実家は和菓子店を営んでおり、当時母が、「新しく国民年金という制度ができたから、おまえは跡継ぎなので加入しておく。」と言っており、店には定期的に集金人が来ていた。保険料を母が納付してくれていたはずなので、未納期間があることは考えられず納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、実家の和菓子店を手伝っており、店を取り仕切っていた母親が申立人とその妻及び姉の保険料を支払っていたと主張しているところ、申立期間③及び④については、その妻の保険料は納付済みとなっていることから、申立人の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人の母は、申立人の妻の国民年金加入に関し、結婚と同時に手続を行い、申立期間④の直後に申立人が厚生年金保険に加入した際には、直ちに任意加入手続を行うなど、年金制度に対する理解があったことがうかがえる上、申立人の申立期間③前後の保険料が納付済みであることを踏まえると、申立人の申立期間③及び④の保険料を未納にしたまま妻の保険料だけを納付したとは考え難い。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておら

ず、保険料を納付していたとされる母親は、既に死亡しているため、当時の状況を確認することができず、申立期間①については、申立人と国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている兄及び姉も保険料が未納となっており、申立期間②については、申立人と同居し家業に従事していた姉の記録も当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人の母親が申立期間①及び②の期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 1 日から 5 年 3 月 31 日まで

申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円とされていることを年金事務所の窓口で知った。その当時の給料は手取り 50 万円ぐらいであり、社会保険料なども給料相応に控除されていた。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 3 年 11 月から 5 年 2 月までは 53 万円と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった同年 3 月 31 日の 5 日後の同年 4 月 5 日付けで、3 年 11 月 1 日にさかのぼって 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、複数の元同僚は、「申立人は、技術関連業務の責任者であり、総務関係業務には権限も無く、社会保険関係業務とは無関係で関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成 3 年 11 月から 5 年 2 月までは 53 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から60年12月までの期間、平成2年4月から3年11月までの期間及び5年4月から6年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から60年12月まで
② 平成2年4月から3年11月まで
③ 平成5年4月から6年1月まで

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料をA郵便局で納付していたと主張しているが、申立人の主張を裏付ける関連資料（日記、メモ、家計簿等）及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和58年7月に国民年金の加入手続をしたと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和62年1月20日以降に払い出されたと認められ、この時点では、申立期間①のうち一部の期間については保険料の納付は時効あるいは過年度分扱いとなる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、自ら納付したとする申立人自身に、申立期間①、②及び③を通じて、国民年金の加入手続、保険料納付方法及び納付額についての具体的な記憶が無く、家族が申立人の国民年金保険料を納付した事情も見当たらないことから保険料納付の状況が不明である。

加えて、申立人は、申立期間当時は一人で生活していたため、保険料納付について証言できる者がいない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
② 昭和 39 年 4 月 1 日から 42 年 12 月 1 日まで

昭和 32 年 4 月から A 社（現在は、B 社）に勤務していたのに、申立期間①の期間について厚生年金保険の記録が無い。また、申立期間②については、脱退手当金が支給された記録となっているが、受給した記憶が無いので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 39 年 4 月 1 日に申立人が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得する以前に同社での被保険者資格を喪失している元同僚を、申立人が記憶していると共に、当該同僚も申立人を記憶していることから、申立人が同日より前の期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該同僚から申立人の勤務期間を特定するまでの証言は得られず、申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

また、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している 6 名のうち、回答が得られた元同僚は、「私は、昭和 35 年 9 月ころから同社に勤務しており、39 年 4 月 1 日以前のことは同社から説明が無かったのでよく分からないが、同日以降は、同社から厚生年金保険についての説明があったため覚えており、その説明は、同日以降に厚生年金保険に加入することとしたというような内容だった。」と証言している上、同日に厚生年金

保険の資格を取得している2名について、申立人は、「自分が入社する前から勤務していた。」としている。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A社では、すべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、B社の現事業主は、「当社は、当時からあった温泉旅館を廃業し、商号をB社に変更し、業務内容も変更している上、当時の事業主は既に死亡しており、当時の従業員の記録も残っておらず、引き継ぎも受けていない。」と回答しており、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用及び給与からの保険料控除について確認できる関連資料や証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②の脱退手当金については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には「脱C」、「43.2.10」が記載されていることが確認できる。

また、申立期間②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年2月21日に支給決定されているほか、脱退手当金支給報告書には、申立期間②に係る脱退手当金の裁定日（同月10日）や支給日（同月21日）が記載されていることなど、一連の事務処理に不自然さはいわゆるうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
戦時中徴用され、A村（現在は、B町）役場の指示によりC市のD社（現在は、E社）で勤務していた。1年間経過した時、終戦直後の混乱した時期であったが、村から「切符が手に入ったら帰宅するように。」との連絡を受け、帰郷した。1年間勤務していたことは確かなのに、厚生年金保険の被保険者記録が11か月となっているのは納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間、D社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、連絡先が分かった元同僚は、「工場で玉音放送を聞いてほどなくして帰郷することになった。切符の入手が困難だったので、入手できた人から帰郷していた。」と証言している上、当該同僚は資格喪失日である昭和20年9月30日より前に帰郷していることが確認できる。

また、D社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同時期に入社した105名のうち申立人と同日の昭和20年9月30日に被保険者資格を喪失している者が28名と多数存在し、申立人が主張する同年10月1日に資格喪失をしている者は無い。

これらのことから総合的に判断すると、終戦を機に退職した者について、事業主は、一律に昭和20年9月30日で資格喪失を届け出していた可能性が考えられる。

また、申立人は、自身の厚生年金保険被保険者資格の取得日が厚生年金保険の女性への適用が始まった昭和19年10月1日となっていることをもって

そこから1年間勤務していたと主張しているが、D社に係る厚生年金保険被保険者名簿では被保険者資格の取得日が同年9月1日となっていることから、実際はそこから1年間勤務したと考えるのが妥当である。

このほか、申立人が申立期間中に当該事業所に勤務していたこと及び申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 35 年 8 月 3 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 9 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

昭和 35 年 3 月に上京し、A 社に就職し、同社を同年 8 月一杯で退職したのに、厚生年金保険の被保険者記録が、同年 7 月のみになっているのはおかしい。申立期間①及び②について、被保険者期間を認めてほしい。また、同年 9 月から、B 社にて、大型トラック運転助手として採用されたのに、被保険者記録が、36 年 4 月からとなっているのはおかしい。申立期間③について、被保険者期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A 社に入社したころ、満開の桜を見た。」と主張している。

しかし、申立人は同僚等の氏名を記憶していないため、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員及び事業主に照会し、4 人から回答を得たが、申立人を覚えている者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することはできない。

また、申立期間②について、申立人は、「8 月一杯で退職する旨を事業主と話し合った。」と主張しているが、事業主は「申立人のことは記憶に無い。景気が悪くなっていたため、社員の一部の社会保険を切ったかもしれない。」と回答している。

さらに、申立期間③について、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日（昭和 36 年 4 月 1 日）に厚生年金保険被保険者資格を取得している申立人と同一職種の元同僚 3 人に照会したところ、い

ずれの者も、自身が記憶する入社日より3か月から9か月後に被保険者資格を取得しており、そのうち1人は「3か月から6か月間は試用期間だった。」と証言している上、昭和35年9月に被保険者資格を取得している元同僚は「社会保険への加入を会社に求めたところ、事務担当者から、試用期間なのですぐには入れないと言われた。」と証言している。

これらのことから判断すると、B社は、当該期間について、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後加入させていたと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月から24年3月まで
② 昭和24年4月から25年9月まで
③ 昭和25年10月から30年12月まで

申立期間①は、米駐留軍のA又はBと言ったか正式名称は分からないが、C市にあった米駐留軍の将校食堂で勤務していた。申立期間②は、D県にあった米駐留軍のEの食堂で勤務していた。社会保険事務所（当時）で米駐留軍において働いていた者は全員渉外労務管理事務所厚生年金保険に加入していると聞いた。

申立期間③は、D県にあった「F」及び「G」という店に洋食コックとして勤務していた、勤務期間については詳細に記憶していないが、いずれも店の名前であり事業所名は別にあったと思う。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「申立期間①は、米駐留軍のA又はBと言ったか正式名称は分からないが、C市にあった米駐留軍の将校食堂で勤務していた。申立期間②は、D県にあった米駐留軍のEの食堂で勤務していた。」と主張している。

しかし、申立期間①及び②について、申立人が勤務していた事業所を特定することはできず、申立人の勤務実態について確認できない。

また、当時、駐留軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、昭和23年から24年にかけて駐留軍施設の所在する都道府県知事が「渉外労務管理事務所」を設立し、国の機関委任事務として事務手続を行ってきたところ、社会保険庁（当時）の記録によると、当該事業所を管轄す

る渉外労務管理事務所は、24年4月1日から社会保険制度が適用となっており、申立期間①において、当該事業所の従業員として厚生年金保険に加入することはできない。

さらに、申立期間②について、防衛省H局に照会したところ、申立人に関する記録は無いとしている上、当時、個人契約等で駐留軍関係施設に勤務していた場合は、渉外労務管理事務所が関与することは無い旨の回答が得られた。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

2 申立期間③について、申立人は当時の事業主及び同僚の名前を記憶していないことから、事業主及び同僚に当時の申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険料控除に関する証言等を得ることができない。

また、申立人は、「両事業所共に個人経営であった。」としており、当時、個人事業主の飲食業については、厚生年金保険の非適用事業所であったことから、両事業所共に厚生年金保険の適用事業所ではなかったものと考えられる。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。